

MIO PRESS

LAW OFFICE
新年号

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.21
2023.01

20th Anniversary



抽選で30名様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください

謹賀
新年



特集
Special Feature

「みお」から 新年のご挨拶

- | | | | |
|--------|---------------------|---------|------------------|
| 連載 | 知っ得! 交通事故 | 支店便り | 温泉にまつわる法律の話 |
| 法律コラム | 伊藤勝彦弁護士の時事解説 | リガサポ! | マルチジョブホルダー制度について |
| 刑事事件入門 | 【物語】新人弁護士ミオ、少年事件に挑む | リレー式コラム | 事務局通信 |

「エンディングノート書き方講座」

ご自身のライフプランを考えるきっかけにいただける講座です。「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

- 日程: 1/24(火)・2/22(水)・3/15(水)
- 時間: 午前10時~11時
- 場所: 「みお綜合法律事務所」大阪事務所

参加費
無料



創立20周年
特別付録
第4弾



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお綜合法律事務所
代表弁護士: 大阪弁護士会所属 / 澤田 有紀 伊藤 勝彦

お問い合わせ・ご相談は
☎ 0120-7867-30
通話料無料

なやむなみお

(業務分野) 交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約 / 会社法務 / その他 受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料] みお 法律

大阪事務所	OSAKA	京都駅前事務所	KYOTO	神戸支店	KOBE
〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階 TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056 執務時間:月~金曜日 / 9:00~20:00 土曜日 / 10:00~18:00 受付時間:月~土曜日 / 9:00~17:30		〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町 735-1 京阪京都ビル4階 TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911 執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00		〒651-0086 神戸市中央区磯上通8丁目3番10号 井門三宮ビル10階 TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042 執務時間:月~土曜日 / 9:30~18:00	

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからもご応募できます!

ご応募は
こちらから



アンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切
2023年3月31日(金)
※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

アンケートの回答にご協力をお願いします

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- 「みお」から新年のご挨拶 知っ得! 交通事故
 伊藤勝彦弁護士の時事解説 刑事事件入門
 支店便り リガサポ! 事務局通信

Q.2 興味のある分野・特集はどれですか(複数可)

- 交通事故 相続問題 離婚(男女)問題
 借入問題 労働問題 刑事事件
 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他))
 企業法務 その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思っている法律問題など

Q.4 みお綜合法律事務所へのご意見・メッセージなど

Q.5 ラジオリスナーですか はい いいえ

「はい」とお答えいただいた方...

今後もMIO PRESS(本誌)の継続送付を希望

アンケートにご協力いただきありがとうございます。

あけましておめでとうございます。
 今年は卯(うさぎ)年ですね。
 私は今年は年女で、
 どうとう暦が一回りいたします。
 うさぎにあやかり、
 飛躍の年になりますように。
 今年もどうぞよろしく申し上げます。



代表社員弁護士
澤田 有紀
Aki Sawada

昨年も大変お世話になり、
 厚くお礼を申し上げます。
 年頭に際し、皆様のますますのご発展を
 心からお祈りいたしております。
 本年は、更なるサービスの向上を目指し、
 真心を込めて精励してまいり所存で
 ございます。
 そして、クオリティの高いサービスを
 提供することで、皆様への感謝の気持ちを
 体現できるよう尽力いたします。
 本年もよろしく申し上げます。



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

あけましておめでとうございます。
 昨年も新型コロナウイルスだけでなく、
 ウクライナ情勢、北朝鮮ミサイル問題、
 物価の上昇など不安なニュースが
 多かったように思います。
 私一人では世の中を変えることは
 できませんが、ご相談にいられた方、
 ご依頼いただいた方に「ありがとう」と
 言っていだけるような仕事を
 積み重ねていきたいと思っております。
 本年もどうぞよろしく申し上げます。



弁護士
吉山 晋市
Shin-ichi Yoshiyama

明けましておめでとうございます。
 昨年は、法律相談や打ち合わせ、
 裁判期日への出頭や研修など、
 これまで自ら出かける必要のあった
 業務の多くを、事務所や自宅にしながら
 パソコンのテレビ電話を利用して
 スムーズに行えるようになり、
 時短や効率化を実感した1年でした。
 今年は、日々の家事を効率化し、
 ご依頼やご相談をいただいている
 皆様のお役に立てるよう、自己研鑽する
 時間を確保しながら、反抗期真っただ中の
 長女(11歳)と二女(4歳)との時間も
 大切にすることが目標です。
 本年もどうぞよろしく申し上げます。



弁護士
小川 弘恵
Hiroe Ogawa

特集

「みお」から新年のご挨拶

世の中が大きく変わっていき、何かと不安要素の多かった旧年でしたが、読者の皆さまは
 どんな新年をお迎えでしょうか？ 2023年こそ、希望に満ちた明るいニュースが溢れ、
 皆さまにとっても良い年になりますことを願ってやみません。

明けましておめでとうございます。
 昨年は、従前からのコロナ問題に加えて、
 次々と大きな出来事が起り、
 気を抜くことができませんでした。
 また私自身も、業務を通じて、
 コロナ問題の長期化による社会の変化や
 少子高齢化、家族観の多様化などを
 実感した1年間でした。
 様々な変化がありましたが、本年も、
 顧客の皆様に安心していただけるよう
 法律業務に邁進しつつ、
 時流に遅れることなく、新たな分野に
 対応していく決意です。



弁護士
山本 直樹
Naoki Yamamoto

あけましておめでとうございます。
 昨年は、本誌(MIO PRESS)の交通事故
 記事を読んでくださっている方から、
 交通事故の後遺障害申請や示談交渉の
 ご依頼をいただくことができました。
 また、以前ご依頼いただいた方から、
 別件についてご依頼いただくこともあり、
 ご依頼者とのご縁を強く感じる一年でした。
 今年も皆様とのご縁を大切にしながら
 業務を進めてまいりたいと思っております。
 今年もよろしく申し上げます。



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

新年あけましておめでとうございます。
 大阪事務所と神戸事務所の
 兼務体制となってしばらく経ちますが、
 大阪と神戸の都市としての特色の違いを、
 出不精の人間としては強く感じるどころです。
 先日は故あって神戸大阪間を徒歩で
 移動することになりましたが、
 さほどの距離でないにも関わらず、
 街の風景からしてかなり違うと感じました。
 今年も大阪・神戸双方の
 ご依頼者のご期待に浴えるよう
 頑張っていきたいと思っております。



弁護士
倉田 壮介
Sousuke Kurata

あけましておめでとうございます。
 昨年は非対面での仕事が増え、
 効率化を感じる事が多かった一方で、
 特に子どもたちに対する非対面・
 非接触・マスク着用の弊害について
 考え悩むことが多い一年でした。
 また、ロシアによるウクライナ侵攻により、
 平和について日々考えさせられました。
 今年は、世界中の子どもたちが、
 安心して健やかに暮らせるような
 年になるよう心から願っています。
 今年も皆様からのご相談事に
 全力で取り組みますので、
 どうぞよろしくお願い申し上げます。



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

本コラム担当の羽賀です。今回は、自転車保険の種類や保険加入の際に気を付けるべき点などについて見ていきます。

一 自転車事故に適用できる保険

自転車事故に適用される賠償責任保険には様々なものがあります。代表的なものは、自転車運転中に事故を起こした場合に適用される、自転車保険です。

会社の業務中に自転車を運転している場合、会社が賠償責任保険を掛けていることが多いと言えます。

未成年者が自転車事故を起こした場合、学校のPTAが掛けている賠償責任保険を使える場合があります。この保険は、加害者側が保険の存在に気付いていない場合もありますので、被害者側からすると、加害者に対し、保険がないかよく確認するよう求めないといけない場合もあります。

これら以外にも、個人賠償責任保険や自動車保険に付帯している自転車保険等が適用できる場合があります。自転車保険・会社やPTAの賠償責任保険・個人賠償責任保険・自動車保険に付帯している自転車保険等は、賠償される範囲が広いことが多いと言えます。

以上のほか、自転車特有の保険として、TSマークに付帯した賠償責任保険がありますが、これは、死亡または後遺障害等級

1級〜7級の重度後遺障害が認定された場合にしか使えない、という問題があります。死亡または7級以上の後遺障害等級が認定される事案は、人身事故全体から見ると1%ほどしかありません。また、青色TSマークは1,000万円、赤色TSマークは1億円の賠償上限額がありますが、TSマークの適用対象となる死亡・重度後遺障害の事案では、賠償額が1億円を超えることもあります。このように、TSマークに付帯した賠償責任保険は、ほとんどの事故について適用対象外となり、適用対象となったとしても金額に上限がありますので、自転車事故への備えとしては不十分と言わざるを得ません。

一 保険加入時の注意点

以上のように自転車事故に使えない保険には様々なものがあります。保険加入時には注意すべき点はいくつかありますが、被害者救済・加害者になったときの経済的破綻を防ぐという観点からは、下記の点に着目するといでしょう。

● 保険の上限額

賠償保険は、例えば、1,000万円、1億円、3億円、無制限というように、賠償上限額が定められています。自転車事故の賠償金は、過去の神戸の裁判のように、億単位になるケースもあります。万が一に備えるには、無制限か、少なくとも数億円の

賠償が可能な保険が望ましいと言えます。

● 示談代行付き

自転車保険には、保険会社が加害者の窓口になる保険(示談代行付き)と、加害者と被害者が直接交渉しなければならぬ保険、の2つがあります。この点は、示談代行付きの保険の方が交渉が円滑に進みますので、示談代行付きの保険が望ましいと言えます。

● 補償対象になる事故の範囲

自転車事故に対応できる保険には、自転車事故のみを対象にするものと、自転車事故以外の日常生活上の事故も対象にするものがあります。日常生活上発生しうる事故は、自転車事故だけではなく、歩行者同士の事故や子どもによる加害事故など様々なものがあります。こういった観点からは、自転車事故のみならず、その他の日常生活事故にも対応できる保険が望ましいと言えます。

● 補償対象になる人の範囲

自転車事故は、自分自身だけではなく、家族が起こしてしまうことも考えられます。そのため、同居の家族がいらっしゃる方は、自分だけではなく、同居の家族も補償対象になる保険が望ましいと言えます。

今回は、自転車保険について解説をしました。次回は、自転車事故の手続きの特徴を解説します。



旧年中に体力づくりのためにウォーキングを始めました。神戸支店サイトで、過去に訪れた場所をブログ形式で公開していますので、ぜひご覧ください。神戸の街を歩くようになり、意外な場所で歴史上の出来事の史跡を見つける機会が増えました。様々な「歴史」が刻まれて、いまの神戸の街があるのかと、しみじみ感じています。いつの日か、神戸の歴史の1ページに刻まれる結果を残せるように、本年も研鑽を積んで参りたいと思います。



神戸事務所支店長
弁護士
石田 優一
Yuichi Ishida

あけましておめでとうございます。私事ですが、この1月で、弁護士登録から10年になります。10年経過したという実感もなく、きっと計算間違いか時空のゆがみだろうと思っていますが…。冗談はさておき、これまでお世話になった皆様のお力添えがあって、弁護士を続けることができています。この場を借りて御礼申し上げます。10年前の自分に恥じない弁護士になれているでしょうか。自問自答しながら、引き続き努力してまいります。本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。



弁護士
大畑 亮祐
Ryosuke Ohata

あけましておめでとうございます。おとしに産まれた娘も1歳になり、娘の成長を見守るのが今一番の楽しみです。弁護士になってから今年で10年目、節目の年を迎えます。人生に例えれば、10歳はまだ小学生。スタートラインに立ったばかりです。仕事と育児を両立しながら、これまで以上に精進してまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



弁護士
西村 諭規庸
Yukiyou Nishimura

明けましておめでとうございます。昨年は、特に後半から、京都事務所がある京都駅周辺で、修学旅行生や一般の旅行客の姿を見ることが多くなり、少しずつですが社会生活が元に戻りつつあるように感じました。とはいえ、コロナ禍で得た教訓や様々な効率化の知恵まではこの先も失わないよう意識しながら、日々の業務に取り組みたいと思います。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士
加藤 誠実
Masami Kato

あけましておめでとうございます。今年で弁護士2年目を迎えます。昨年は、新人弁護士として右往左往する部分もありましたが、先輩の先生方に助けられ、充実した毎日を送ることができました。今年も、昨年同様に粉骨砕身の気持ちで邁進してまいります。どうぞ宜しくお願い申し上げます。



弁護士
原口 柁太
Syuta Haraguchi

法律コラム

伊藤勝彦 弁護士の 時事解説

イ

インターネット上には、悪質な書き込みのみならず、違法・有害な情報が無数に存在しています。著作権侵害の海賊版サイト、麻薬取引や闇バイト募集の広告、自殺を誘引するような書き込み、児童ポルノや暴力的な表現など、挙げていけばきりがありません。

令和4年10月1日から、「改正プロバイダ責任制限法」が施行され、インターネット上に悪質な書き込みをした人の身元など、情報の発信者の開示手続が簡略化されました。併せて開示請求の範囲が拡大し、ツイッターやグーグルなど、ログインして利用するサービスでの発信にも開示請求しやすくなりました。これまでは書き込んだ人物の特定に時間がかかったり、開示が認められないケースも多かったりしたのですが、今回

「プロバイダ責任制限法」改正について

の法改正により、被害者救済や悪質書き込みの抑止効果がすすむことが期待されます。

今回は、インターネット上の誹謗中傷の法的責任と、今回の法改正についてご説明したいと思います。

インターネット上の誹謗中傷の法的責任

〔刑事責任〕

インターネット上の誹謗中傷について、主に次の犯罪が成立する場合があります。**①名誉棄損罪** 刑法230条
公然と事実を摘示し、他人の名誉を傷つけることで、社会的評価を下げた場合、名誉毀損罪が成立します。「公然」と事実を摘示」とは、不特定多数が認識できる状態で、具体的な事実を摘示することです。

侵害した嫌がらせ行為についても、損害賠償請求ができます。

今回の改正について

信用を意味しますが、それに限定されず、商品やサービスの品質に対する信用も含まれると解されています。
業務妨害罪は、虚偽の情報を流したり相手に脅威を与えることでその業務を妨害する行為について成立します。
例えば、「A社は未払い金が多額になっている」と「B社は賞味期限切れ食料を使っている」などの虚偽の情報を流した場合は、信用毀損罪にあたる可能性があります。また、「C社の商品に毒を入れる」「D社の商品はニセモノ」という発信をした場合は、業務妨害罪が成立する場合があります。

〔民事責任〕

不法行為責任(民法709、710条)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した場合、不法行為責任を負うこととなります。

インターネット上における誹謗中傷は、名誉毀損や侮辱・信用棄損の行為として刑事責任を追究できるだけでなく、民事上の損害賠償・慰謝料を請求することが可能です。また、プライバシーの侵害にあたる発言や肖像権を

例えば、「Aは覚えい剤を使用している」「Bは会社の金を横領している」「XはYと不倫をしている」のような発言は名誉棄損罪が成立する場合があります。

法定刑は、3年以下の懲役もしくは禁固または50万円以下の罰金です。

②侮辱罪(刑法231条)

公然と他人を侮辱する発言をした場合、侮辱罪が成立します。名誉毀損罪と異なり、侮辱罪は「事実の摘示」が犯罪成立の要件になりません。

例えば、「バカ」「アホ」などの抽象的な悪口や、「きもい」「はげ」などの身体的特徴に関する誹謗中傷は、侮辱罪が成立することがあります。

法定刑は、令和4年7月までは「拘留(30日未満)または科料(1万円未満)」でしたが、「1年以下の懲役もしくは禁固または30万円以下の罰金または拘留もしくは科料」に引き上げられました。

令和4年10月1日から、改正されたプロバイダ責任制限法が施行されましたので、この点について説明します。

改正のポイントは次の2点です。

①「新裁判手続創設による手続迅速化」

従来は、2段階の手続が必要でした。(1)発信者の個人情報入手するためには、まず掲示板やSNSの運営業者に発信者のIPアドレス等の情報の開示を求める仮処分等の手続を行います。(2)その上で、これによって開示を受けた発信者のIPアドレスから判明したアクセスプロバイダに対して、改めて訴訟により発信者の住所氏名などの情報の開示を請求する必要がありました。

しかし今回の改正で、1つの裁判手続の中で、発信者の住所氏名等の情報の開示手続を行う制度が創設されました。これにより、被害者の負担が軽減され、わかりやすくなり、開示までにかかる時間も短縮されます。

②「開示請求できる範囲の見直し(ログイン型サービスへの対応)」

最近のネットサービスは、ユーザーが

公訴時効期間も1年から3年に延長されました。

③脅迫罪(刑法222条)

相手(または相手の親族)の生命・身体・自由・名誉・財産に対して、危害を加えることを告知する犯罪です。脅迫罪は公の場ではなくても被害が成立しますので、LINE等のメッセージ、SNSへのDMでも成立します。

例えば、以下のような脅しを受けた場合には、脅迫罪に該当する可能性が高いでしょう。

「夜道に気を付けるよ」

「復縁を断ると写真をネットに晒す」

④信用毀損及び業務妨害罪(刑法233条)

信用毀損罪は、事業者の評判を貶(おとし)めるような虚偽の情報を流すことで成立します。ここにいる「信用」は、支払い能力や会社の資産などの経済的

ログインをした上で、情報を書き込む方式が増えています(グーグルやツイッターなど)。これらのサービスの中には、ログインとログアウトの際のIPアドレスのみを保有している、発信者が誹謗中傷の書き込みをした時点のIPアドレスを保有していないことがあります。従前の法律では開示請求の範囲が限定的でしたので、このような場合に開示請求が認められないことがありました。しかし今回の法改正で、ログイン情報についても開示の対象となりましたので、ツイッターなどのログインをして書き込みをするサービスにも開示が認められるようになります。

被害の救済は迅速な対応が必要です

インターネット上の誹謗中傷は、拡散性が高いことやログの保存期間がある関係で、できるだけ早期に対応をとることが必要です。掲示板などに個人情報や名誉毀損の書き込みをされ、会社や店の悪い評判が書かれて風評被害を受けている方は、ぜひご相談ください。



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

刑事事件入門【物語】

新人弁護士ミオ、少年事件に挑む(前編)



弁護士
大畑 亮祐
Ryosuke Ohata

私

事ですが、今年度から、母校である大阪大学法科大学院にて「少年法」の非常勤講師を務めています。担当は半期のうち4コマ程度ですが、先輩たちに教えられるように慌てて勉強し直しています。授業では条文の解説をしたりしますが、初めて学ぶ学生にはピンとこないこともあるようで、やはり具体的な場面をイメージすることが大事です。

そこで今回のMIO PRESSでは、少年事件とはどのようなものかわかるように、比較的シンプルな案で「物語」を書いてみようと思います。立ちました(ちなみにタイトルは人気の法律入門書のオマージュです*)。事案の内容や人名はすべてフィクションです。新年号で前編、春号で後編を送ります。

PART 1

ある日、74期の新人弁護士・梅田ミ

い」と言って立ち去って行った。

「こんにちは」少年は意外にも礼儀正しくあいさつをして着席した。どんなヤンキーが来るのかと思っていたが、黒髪のおとなしそうな子である。

ミオは、自分が国選付添人としてあなたをサポートする立場に選ばれたこと、守秘義務があつて話した内容が外に漏れることはないことを伝え、これからの手続の流れについて説明した。そしてユキオに、どうして鑑別所に来ることになったのか、家族関係がどんな状態か等を聞いていった。

もちろん、1回の面会で聞けることには限界がある。ミオはユキオと面会を重ねる中で、①小学校の頃に親が離婚して、今は母親と暮らしていること、②母親は夜の仕事を働いており、顔を合わせる朝くらいであるが、ユキオと入れ替わりで寝てしまうこと、③2つ離れた兄がいて、父親と暮らしていること、④兄は「よくできる子」で、自分はいつも兄がうらやましかったこと、⑤サッカーをやっていた

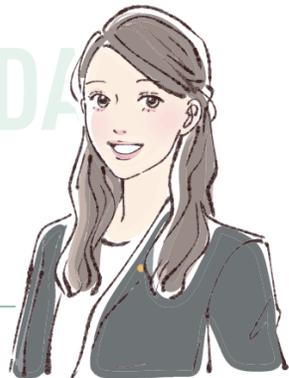
オのもとに、法テラス国選弁護課から電話がかかってきた。「梅田先生、今日は刑事当番の担当です。少年の国選付添人をお願いしたいのです」

初めての少年事件、ミオは不安半分、やる気半分です。承し、弁護士会から送られてきたFAXに目を通す。対象となる少年の名前は、西村ユキオくん^{※2}といい、中学3年生の男子である。罪名は窃盗と道路交通法違反、どうやら盗んだバイクで夜な夜な友達と走り回っていたようだ^{※3}。

登場人物

UMEDA MIO

新人弁護士
梅田 ミオ



「尾崎豊じゃん」とボス弁から横やりが入ったものの、世代ではないミオには何のことだかピンとこなかった。彼は2日前に逮捕されて、今は少年鑑別所にいるとのこと。そういえば、成人では逮捕勾留で2週間以上警察署にて取り調べられることもよくあるが、少年の場合は、勾留は条文上はあくまで例外であり、早期に家庭裁判所に送られることもあると聞いた^{※4}。身柄の送致を受けた家庭裁判所は、少年の処分を決めるに当たって、少年を保護しながら調査するために、

が、膝をけがしたのと、遠征などで金銭的に親に負担をかけることが気になって部活をやめたこと、⑥最近は何強もおもしろくなく、夜な夜な友達と遊んでいたこと、を聞くことができ

た。また、ミオは、ユキオから母親の連絡先を聞き、連絡を取ることの了解を得た。

ある日の面会の際、ユキオは「少年院に行く確率はどれくらいありますか？捕まったのは初めてだから大丈夫ですすよね？」と聞いてきた。ミオは「捕まったのが初めてかどうかだけでは決まるものではなくて、裁判官が『このままだと非行を繰り返してしまおう』と判断すれば、初めてでも少年院はありうるよ。自分をどう変えられるか、審判までの日々が大事！』と答えた。

PART 3

少年鑑別所では、少年の心身の鑑別を行うため、面接や心理検査、行動観察等が行われる。また、家庭裁判所

調査官が少年や保護者と複数回面接をし、非行の背景や今後の処分を決めるための調査を行う。

これらの調査によれば、①ユキオは知的な能力は平均よりも高い、②しかし、幼い頃から兄と比べられた不遇感やコンプレックスがあり、離婚後も母親は家を不在がちで丁寧な関わりをしてもらえていない経験が重なったことから、困ったときや、不快な感情、自分の弱さに直面したときなどに、うまく大人を頼ったり、素直に苦しみに直面できずに逃避する思考が根強くある、③部活をやめてからは居場所がなく、寂しくて、夜も友達との場を求めていた、といったことがわかった。このような非行の背景にある問題は、ミオがユキオの話聞いて漠然と感じていた問題と一致するものだった^{※6}。

この続きは次号(春号)掲載の予定です。果たしてユキオくんの処分はどうなるのでしょうか？

少年鑑別所に送ったのだ(「観護措置」と呼ばれる)。鑑別所にいることのできる期間は基本的に4週間が限度なので(法律上は2週間だが1回更新がある)、3週間が終わる前後に審判期日といって、少年の処分を決める日が設定される。処分の種類としては、少年院送致、児童自立支援施設送致、保護観察が大きな選択肢となる^{※5}。試験観察といって、最終的な判断をする前に、一時的に社会で様子を見るようなパターンもある。ミオはしばらく集中的に忙しくなりそうだ。

PART 2

ミオは早速、少年鑑別所に向かい、面会の申し込みをした。少年鑑別所では、警察署と違い、アクリル板の仕切りがない部屋で面会ができる。「どんな子が来るんだろう…」緊張しながら待っていると、ドアがノックされ、職員に連れられた男の子が入ってきた。職員は「西村くんです。終わったらそのインターホンで呼んでください

※6. 紙幅の関係上、ここで触れていますが、実際には審判日の直前に、調査官から提出された意見書を確認することになります。意見書が出されるまでにも、付添人と調査官とで意見交換を行うことが多いです。

※5. そのほか、事案によっては不処分決定や児童相談所長送致、検察官送致等もあります。

※3. 実際には、この段階ではここまで詳しくわかることは少なく、会って聞いてみる必要があります。※4. とはいえ、捜査の関係上、勾留されることももちろんあります。本件も事案の内容からは勾留を経る可能性が高そうですが、フィクションということでご了承ください。

※1. 大島義則『新人弁護士カエデ、行政法に挑む』(学陽書房 2022)。行政紛争の解決方法を学びながら、弁護士のお仕事小説としても楽しめる本(オススメ)です。※2. どこかで聞く名前によく似ているかもしれませんが、気のせいです。



温泉にまつわる法律の話

兵庫県は温泉の宝庫

兵庫県内には、有馬温泉や城崎温泉、洲本温泉をはじめ、数多くの名湯があります。中でも、神戸市内に所在する有馬温泉は、私の出身地である愛媛県松山市の道後温泉や、和歌山県の白浜温泉（諸説あり）と並ぶ日本三古湯の一つとして、日本書紀にも登場します。

寒さがこたえるこの季節、露天風呂で静かなひとときを楽しむのは格別です。

さて、今回のコラムでは、読者の皆様を、明日誰かに話したくなる「温泉にまつわる法律の話」にいきます。

そもそも「温泉」って何だろう？

そもそも「温泉」とは何でしょうか。実は、「温泉」の定義は、「温泉法」という法律で厳密に決まっています。「温泉法」によれば、「温泉」とは、「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（中略）で、別表に掲

げる温度又は物質を有するもの」と定義されています。そして別表には、「温度」については温泉源から採取されるときの温度が25℃以上であること、「物質」については炭酸やミネラルなど（別表に詳細に列挙されています）が一定量以上含まれていることが掲げられています。

「温泉」というと、ミネラルなどが大量に含まれていて熱いお湯が温泉源から湧き出ているイメージですが、温泉法の定義はもっと広いものです。25℃でも「温泉」というのは、意外でした。

では、「温泉法」ってどんな法律？

まず、「温泉法」では、温泉の掘削・採取や公共への提供に当たって、都道府県知事の許可を受けることを義務づけています。これは、温泉の過剰な掘削による枯渇、そして、可燃性ガスによる爆発事故や、不衛生な温泉の提供による事故を防ぐことを目的としたルールです。

ください。「温泉表示」は、いわば温泉の性格診断です。自分と相性のよい温泉を探す際に、重要なヒントになるかもしれません。

「源泉かけ流し」って何？

しばしば「源泉かけ流し」という表示を目にすることがありますが、これは、浴槽内のお湯をろ過して再利用したり、加水をしたりしていないことを意味しています。ちなみに、再利用・加水のほか、加温もしていない場合には、「源泉100%かけ流し」の表示をすることができます。

仮に、このような要件を満たしていないにもかかわらず、「源泉かけ流し」などの表示を使用していると、「一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示」に該当するものとして、景品表示法違反が成立するおそれがあります。

温泉って誰のもの？

「温泉法」は、温泉の採掘や利用に

ケースバイケースではありますが、（基本的には否定されることが多いものの）医師の指示のもとで治療上の必要から温泉療養をした場合には、その費用が「損害」として認められることはあります。

おわりに

いかがでしたでしょうか。温泉旅行にお出掛けの際は、ぜひ、このコラムのことを思い出していただければ幸いです。日常生活は、様々な法律の話題にあふれています。皆様もぜひ、身近な法律トピックを探してみてください。

また、「温泉法」は、「温泉表示」の掲示を義務づけています。温泉好きの方であれば、温泉成分や禁忌症などが書かれた貼り紙を、一度は目にしたことがあるかと思いますが、あの貼り紙は、温泉法に基づいて掲示が義務づけられた「温泉表示」です。

「温泉表示」をめぐる問題

「温泉表示」については、もともとルールが甘いものであったため、利用者の誤解を招く表示が横行していました。具体的には、源泉が枯渇していることを隠蔽したり、入浴剤や地下水・水道水の加温によって温泉を偽装したりと、様々な問題があることが明らかになりました。このような問題を受けて、平成17年に、「温泉表示」の在り方が大幅に見直され、加水・加温・循環・入浴剤の使用の有無など、細かいことまで詳細に表示することが義務づけられました。

温泉を訪れた際には、ぜひ「温泉表示」を探してじっくり読んでみて

交通事故後の温泉療養費用は「損害」か

ところで、交通事故後に温泉療養をした場合、その費用は「損害」に含まれるのでしょうか。これについては



弁護士
石田 優一
Yuichi Ishida



弁護士法人
みお総合法律事務所 神戸支店の
ウェブサイトを更新しました。
ぜひのぞいてみてください。
<https://www.mio-kobe.com>

RENEWAL

「法律セミナー」のご案内



セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となります。その他、個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー 無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
1月23日(月)	大阪	11:00
30日(月)	神戸	11:00
2月13日(月)	大阪	11:00
13日(月)	京都	11:00
20日(月)	神戸	11:00
3月13日(月)	大阪	11:00
16日(木)	神戸	11:00

●任意後見セミナー 無料

任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日程	場所	時間
1月12日(木)	大阪	11:00
18日(水)	神戸	11:00
30日(月)	京都	11:00
2月9日(木)	大阪	11:00
15日(水)	神戸	11:00
27日(月)	京都	11:00
3月10日(金)	大阪	11:00
15日(水)	神戸	11:00
20日(月)	京都	11:00

●遺言書作成セミナー 無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
1月10日(火)	大阪	11:00
25日(水)	神戸	11:00
2月6日(月)	大阪	11:00
22日(水)	神戸	11:00
3月9日(木)	大阪	11:00
13日(月)	京都	11:00
22日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議中の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間	女性			男性		
			日程	場所	時間	日程	場所	時間
1月12日(木)	大阪	13:00	1月18日(水)	神戸	18:00			
19日(木)	神戸	13:30	20日(金)	大阪	18:00			
2月9日(木)	大阪	13:00	2月15日(水)	神戸	18:00			
16日(木)	神戸	13:30	17日(金)	大阪	18:00			
3月2日(木)	神戸	13:30	3月15日(水)	神戸	18:00			
6日(月)	大阪	13:00	17日(金)	大阪	18:00			

※上記セミナーに関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)でご確認ください。 ※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただきます。

各種セミナーのご予約・お問い合わせは
受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

なやむなみお
0120-7867-30
通話料無料

みお総合法律事務所からの重要なお知らせ

「新型コロナウイルス感染予防」の取組みについて

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、当面は感染防止対策が欠かせない状況にあります。みお総合法律事務所は、皆さまに安心してご来所・ご相談いただくために、日本弁護士連合会が策定した「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を参考にしながら、徹底した予防対策を実施しております。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考: 日本弁護士連合会「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/news/2020/topic2_5.pdf)



オンライン相談を実施

対面での相談時や、ご来所のための移動時の感染に不安をお感じの方は、オンラインによる相談をご利用ください(ご相談内容によります)。

〈主な対象分野〉

- ・離婚問題
- ・企業法務(Web Lawyers)
- ・遺言・遺産相続
- ・アスベスト被害
- ・交通事故

LINEでの受け付け

LINEでの相談受付・事前確認も選択いただけます。ご予約時にお申し出ください。B型肝炎給付金請求とアスベスト国家賠償請求についてはLINEメッセージで支給対象かどうかの相談対応等もしております。

〈主な対象分野〉

- ・B型肝炎給付金請求
- ・離婚問題
- ・アスベスト国家賠償請求

相談ブースの換気と除菌の徹底

ご相談時は、プライバシーに配慮しながら扉を開放し、密閉空間にならないように注意しています。また、ブースを使用するたびに、アルコールでテーブル、椅子、ドアノブ、文具などを除菌します。

相談ブース入口のアルコール設置

入室時の手指の消毒を徹底しています。

マスク着用の徹底

全社員にマスクを配布し着用を徹底しています。

時差出勤・在宅勤務

密閉・密集・密接の3密を避ける勤務体制をとっています。

毎日の体温計測

全社員に、出勤前の検温と、発熱や体調不良時の出勤自粛を指示しています。

パーティションの設置

受付や事務室、相談対応時の個室には透明のパーティションを設置して、飛沫を防いでいます。

感染判明時の事前マニュアルの整備

社員やご相談者の感染が判明したり、ビルその他テナントでの感染が確認されたときにすぐ対応できるように準備しています。



ご相談者・関係者各位にお願

1. マスク着用とアルコール消毒液の使用について

ご来所の際はマスクの着用をお願いします。弁護士を始め全スタッフがマスク着用で対応させていただきますことをご了承ください。相談ブースに入室いただく際はアルコールでの手指消毒をお願いしています。アルコールアレルギーの方は手洗いをお願いしています。

2. 発熱などの症状がある方へ

ご来所の前に、ご自宅での検温をお願いします。37.5度以上の発熱や体調異常などの自覚症状がある場合は、ご来所前にご連絡ください。

3. 新型コロナ感染症拡大の影響で事業に影響が出ている方へ

資金繰りや事業再建、会社破産のサポートなどをいたします。手遅れにならないうちにご相談ください。

今

回は、2022年1月1日から始まったマルチジョブホルダー制度についてご紹介します。

通常、雇用保険には、主に勤務している事業所での、週所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用見込が無いと加入できませんでしたが、複数の事業所で勤務する65歳以上の方が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して要件を満たしている場合に、このマルチジョブホルダー制度を利用して、特例的に雇用保険に加入することができるようになりました。

具体的な加入要件は以下のとおりで、**手続きは会社ではなくご本人がハローワークで行う必要があります。**一度加入したら任意脱退はできません。

【加入要件】
【1】複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること

リーガルサポート 事務局通信

明けましておめでとうございます。神戸事務局です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨今、あおり運転等危険な運転に対して厳罰化が叫ばれているようですが、そもそも信号機の無い海では、どのように交通整理をされているかご存知でしょうか。海上をよく見てみると、浮標と目印の筒の物が浮いています。例えば赤色の浮標だと標識、この位置が航路の右端で、左側が可航水域で、右側には岩礁、浅瀬、沈船等の障害物があるという意味です。他にも緑色や黒黄色ボーダーのものもあり、これが海の航路標識です。基本的なルールや船の状況による優先関係等諸規則はありますが、陸路の標識より分かりやすいです。

なぜこれほど勉強したかというと、私は元来アウトドア人間で、一昨年は「海」をテーマに活動していました。ウィンドサーフィンやサップを楽しみ、一級小型船舶特殊小型船舶(水上バイク)免許、ダイビングライセンス(オープンダイ



バー)や潜水士免許を取得しました。すべて勢いで取ったので今後どのように活かすかは考えておりませんが、まだまだ知らないことがたくさんあって、色々な体験ができたことに感動しました。

昨年のテーマは「山」で、グランピングや六甲山アスレチック、香川県のオリブ畑でのキャンプを楽しみました。この冬はスノーボードに初挑戦します。骨折しないように入念に準備体操をして臨みます(笑)。(父は定年になりますが、サックスを習い始めました。)

この経験を通して、やってみたいなど思うことが理由なんて要らないと思いましたが、何かを始めたいことに遅くとも無いです！

皆様も2023年ぜひ新しい世界に踏み込んでみられてはいかがでしょうか！



社会保険労務士
松山 恭子
Kyoko Matsuyama

リガサポ! マルチジョブホルダー 制度について



65歳以上
 2つ以上の事業所で雇用
 ※上記の①と②の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、②を離職しても、①と③の労働時間が週20時間以上あるため、①と②で喪失に係る届出後、改めて①と③の雇入に係る届出が必要です。

【2】2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること

【3】2つの事業所のそれぞれの雇用見込が31日以上であること

この被保険者(マルチ高齢年齢被保険者)が失業した場合に、一定の要件を満たせば(高年齢求職者給付金)という一時金を受給することができます。失業時の給付のみでなく、育児休業給付・介護給付・教育訓練給付等も対象になるため、手続きの手間や保険料の負担と比較しても非常にメリットが大きい制度です。

65歳以上で2か所以上の勤務先でお勤めの方は、ご自身が対象になるか・具体的な手続きをどうしたら良いかなど、お近くのハローワークでぜひご相談ください。

次号予告
司法書士吾郷が担当します。

読者プレゼント&アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から、**抽選で30名様に澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼント**いたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/
2023年3月31日(金)
 ※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
 ※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただきます。
 ※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。

郵便はがき

料金を取らず郵便
 大阪北局
 承認
 7077

差出有効期間
 2023年12月
 31日まで
 切手をはらずに
 お出ください

〒 164

大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
 ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお総合法律事務所 行

編集後記

皆様、新年あけましておめでとうございます。創立20周年特別企画「エンディングノート」も今回で最後のお届けとなります。多くの皆様にご活用いただけているようで、制作スタッフ一同大変喜んでおります。

(巻末アンケートが大変励みになっております!ぜひ感想をお寄せください!)
 今年も皆様のお役に立つ情報をお届けしてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。



弁護士 田村 由起

※今後、「MO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

〒

お名前

住所

ご連絡先